

令和5年度（2023年度）公立大学法人滋賀県立大学
教育研究高度化促進費【特定課題研究】募集要領

1 募集対象

(1) 対象

本学が定めた下記の特定期題に密接に関連し、かつ長期的に推進すべき学際的な研究

<p>特定課題1 (通称：琵琶湖モデル構築)</p>	<p>環境：琵琶湖をとりまく環境の保全再生に関する研究</p>
<p>テーマ例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代琵琶湖の環境指標に関する研究 ・集水域や周辺環境とくらしに関する研究 ・湖沼流域環境と地域の持続可能性に関する研究 ・水質改善や生態系保全に関する研究 ・琵琶湖深層水の利活用に関する研究 ・琵琶湖周囲の農林水産資源を活用した地産地消型エネルギー供給システムに関する研究
<p>特定課題2 (通称：健康寿命延伸)</p>	<p>人：健康寿命延伸を目指した健康づくりに関する研究</p>
<p>テーマ例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代ヘルスケア産業創生に関する研究 ・食と健康に関する研究 ・栄養と運動に関する研究 ・健康障害や疾病の予防に関する研究 ・QOL向上に関する研究 ・看護領域におけるAI開発に関する研究
<p>特定課題3 (通称：地域課題解決)</p>	<p>社会：ICT環境などの社会インフラ整備や 多様な人々の参加による地域づくりを進める研究</p>
<p>テーマ例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの推進による地方創生に関する研究 ・地域資源を生かしたものづくりと暮らしに関する研究 ・スマート〇〇のための技術開発 ・自然災害に強い県土づくりに関する研究 ・先端技術活用による犯罪等の少ない安全な地域づくりに関する研究 ・持続可能な地域コミュニティ形成に関する研究 ・高齢者外出促進に関する研究

(2) 応募限度額

1件あたり2,000千円以内/年×3年以内
※採択金額、採択件数は、予算の範囲内とする。

(3) 研究期間限度

令和5年4月1日～令和8年3月31日（最長3年間。当該期間中の研究活動に対して助成）

2 申請手続き等について

(1) 申請期限：令和5年2月3日（金）17：15 ※申請期限厳守です。

(2) 申請の要件（研究代表者）

- ・ 本学の専任教員とする（学術研究員（旧長期在外研修者）、研究期間中の退職予定者は除く）。
- ・ 申請時において本学に教員として採用された日から1年以上勤務していること。
- ・ 教育研究高度化促進費（提案課題研究）と重複しての申請はできません。
- ・ 本学の大学情報データベースに研究業績を登録し、知のリソースで公開していること。
- ・ 研究期間終了後、連続して研究費の配分を受けるための申請はできないものとする。

(3) 申請書様式

教育研究高度化促進費申請書（様式第1号の1）

3 審査方法およびスケジュール

令和5年2月中旬	書面審査
令和5年3月8日（水）10時予定	書面審査通過者のみヒアリング審査
令和5年3月中旬	採択課題決定・通知
令和6年4月	実績報告書（様式第4号）の提出 （ <u>1年度終了ごとに提出していただきます</u> ）
令和8年6月	成果報告書の提出 （ <u>研究終了後に提出していただきます</u> ）
令和8年9月（予定）	成果報告会

審査にあたっては別添の教育研究高度化促進費審査要領を参考にしてください。

4 研究成果報告およびその公表について

研究終了後に実績報告書（様式第4号）とは別途、研究成果報告書を求め、公開で研究成果報告会を実施します。研究成果報告書は本学の機関リポジトリおよび大学ホームページに掲載しますので、併せてデータでの提出を求めます。

5 その他

この要領に定めるもののほか、教育研究高度化促進費の取扱いについては、「公立大学法人滋賀県立大学教育研究高度化促進費取扱要綱（令和4年4月1日施行）」および「教育研究高度化促進費審査要領（令和4年3月15日改正）」によります。申請される際は必ず一読してください。

【申請書提出先】

地域連携・研究支援課
橋本（内線8612）